

2023年3月10日

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

大手門タワー

西村あさひ法律事務所

FAX: 03-6250-7200

株式会社ナガホリ

代理人弁護士 太田 洋 先生

同 今野 渉 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

リ・ジェネレーション株式会社

代理人弁護士 戸田 裕典

同 鈴木 多門

TEL: 03-6435-5689

FAX: 03-6435-5699

抗議書(2)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、2023年3月16日に開催予定の貴社臨時株主総会（以下「本件総会」といいます。）に関し、貴社による2023年3月6日付「リ・ジェネレーション株式会社から臨時株主総会招集通知等についての「抗議書」の受領に関するお知らせ」と題するリリース（以下「本件リリース①」といいます。）並びに同月8日付「リ・ジェネレーション株式会社に対する臨時株主総会に関する各質問状への回答の受領に関するお知らせ」と題するリリース（以下「本件リリース②」とい、本件リリース①と併せて、「本件各リリース」といいます。）に対し、以下のとおり、強く抗議いたします。

なお、本抗議書につきましても、貴社株主様の投資判断及び本件総会における議決権行使の判断の材料として極めて重要なものと思料いたしますので、他のやり取りにおける書面と同様、継続的に開示（受領に関するリリースと共に貴社HPによる開示）いただきますよう、

何卒よろしくお願ひいたします。

1 当社の回答状況と貴社経営陣の回答状況について

貴社経営陣は、本件各リリースにおいても、貴社からの質問状に対する当社の回答状況について、「当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留まるものや、合理的な理由もなく回答を拒絶するものが多数含まれていたほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとする」などと、繰り返し論難されております。

しかし、これもまた繰り返しになりますが、貴社からの各質問は、当社が擁立する候補者の粗探しや個人攻撃のための材料探しを目的としたものばかりで、徒に当社を困惑させ、そのような回答不要の質問に対して当社が回答しないことを取り上げて上記のような批判を浴びせるのは、極めて不当な印象操作であり、公正な議決権行使が求められる臨時株主総会の招集手続として許されるものではありません。

また、貴社経営陣自身が、従前より、当社からの質問事項に対し、回答拒否又は質問 자체を黙殺することで回答を事実上回避する姿勢を貫いており、貴社が2023年2月27日付で開示された「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」における回答内容についても、同年3月6日付で当社が提出した「臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書(2)」に記載したとおり、極めて不十分なものであって、相変わらず、実質的に何ら回答していないのと等しいと言わざるを得ません。そのような状況においてもなお、いかなるお立場で当社を批判されているのか、理解に苦しむところです。

そして、当社がどうしても許せないのは、当社において、貴社経営陣が当社に対して行った「取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯について、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」との質問と全く同じ質問を、貴社提案に係る取締役候補者である洲桃麻由子氏について行ったにもかかわらず、「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補とする旨決定いたしました。」と、極めて抽象的・曖昧的な説明を並べ立て、(当社においては可能な限り真正面から当該質問に答えているにもかかわらず、) 貴社経営陣は、事実上、回答を拒否しました。

さらに、当社は、これまでの貴社経営陣における当社の質問に対する数々の不誠実な態度に鑑み、上記の尋ね方では貴社経営陣が絶対に真正面から質問に回答せず、具体性を欠いた曖昧な説明に終始し、回答をはぐらかすであろうことは火を見るよりも明らかであったため、わざわざ上記質問に注意的に加える形で、「とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。」さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、忖度する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑惑が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士で

はなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご説明をよろしくお願いいいたします。」と記載して、質問内容を詳細化しつつ、回答の必要性についてもあらかじめお示しすることで注意を促していました。それにもかかわらず、貴社経営陣は、またしても当社の質問を黙殺しました。

このことは、洲桃氏が、貴社経営陣から依頼を受け貴社経営陣のために奔走する貴職らを通じて取締役候補者として貴社経営陣に紹介された人物であるという懸念を大いに深めるものと言わざるを得ません。

加えて、貴社経営陣は、貴社子会社である仲庭時計店で頻発する不祥事についても情報を一切明らかにせず、しかも、当社よりこれに関する質問を再三受けていたにも関わらず、ぎりぎり嘘にならない範囲で回答を誤魔化し続けました。そして、報道機関による報道がなされた後、これ以上誤魔化すことができない状態に至って始めて、当該不祥事の事実を認める旨公表するといった、恰も自身がオーナー会社の経営者であると言わんばかりの愚行に及んでおります。

しかも、その開示内容は、単に未回収となった貸倒引当金計上額(のみ)を示すに留まり、各具体的な不祥事に係る損害額には一切触れないという、極めて不自然、不合理かつ不十分なものでありました。そもそも正確な損害額(当然、弁護士費用等の解決に要した一切の費用を含みます。また、不祥事発覚からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んで、もっぱら貴社経営陣に責任がなかったとの説明に利用するために弁護士に依頼した調査報告書(=2022年12月14日付「株式会社仲庭時計店の不正事案について」)の取得費用も含みます。)が分からなければ、株主において、貴社経営陣の責任の有無及び貴社取締役としての適格性などの点について、判断のしようもありません。

一体全体、仲庭時計店における個々の不祥事に関する損害額を開示しない(できない)理由は何なのでしょうか。これほどまでに頑なに貴社経営陣が開示を拒まれてしまっては、その開示を行うことが貴社経営陣にとって不都合となり、株主に知られたくない事情があるのでないかとの懸念を大いに深めるものといわざるを得ません。

その点、貴社経営陣は、当社代表尾端を中心とする当社推薦の各取締役候補者における過去の関与先等に関する事実について、当社の回答ないし情報開示が不十分である旨論難されでおりますが、そうだとすれば、貴社に直接関係する事実すら回答を拒否されている貴社経営陣の態度についてはどのように解釈すればよろしいでしょうか。本件総会はまさしく貴社経営陣に対する信を問うものでもあるわけですから、このような貴社経営陣の態度は背理というほかありません。

なお、貴社は再々に亘り、法令で求められる必要最低限の開示を行っており、監査法人にも適正意見をもらっているのだから何が悪いのだと言わんばかりに開き直っておられます。が、これも何度も申し上げているとおり、当社は法令等で求められる必要最低限の開示があればそれで足りるといった低レベルの次元の話をしているわけではありません(そもそも法令等で求められる開示を欠けばそれだけで違法ないし違反となるわけですから、それが

許されないことは当たり前です。)。

仮に貴社のかような詭弁がまかり通るのだとすれば、当社としても、会社法及び委任状勧誘府令等の法令で求められる必要な情報は既に十分開示済みでありますので、貴社から出されている無関係かつ単なる印象操作を目的とした無数のご質問に対しても、これ以上は回答する義務がないと一言いえば済むはずです。

そのような情報開示に極めて消極的かつ不誠実な態度を取るだけでなく、それに対して何らの矛盾も後ろめたさも感じていない貴社経営陣には、貴社の経営を委ねるに値する資質はもちろん、当社の情報開示姿勢を非難する資格もありません。

それに加え、後記3で詳述するとおり、貴社経営陣は、本件リリース②において、当社が貴社経営陣に送付した2023年3月6日付「臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書(2)において、当社からの各質問事項について、極めて抽象的かつ不合理な要約(①~⑤)を行いつつ、これに対する回答も抽象的な内容で済ませることで、自分たちに不利な質問を意図的に伏せて真正面から回答することを回避するという卑劣な手口に及んでおります。

その点、当社の質問項目は貴社経営陣の質問とは異なり、極一部の洲桃氏に関する質問を除き、すべて貴社に直接関係する事実についての質問であり、株主の皆様の投資判断及び議決権行使に資するものであることは明白です。それが、どうして当社が「回答をすることを回避することを目的としているに過ぎないもの」なのか、また、どうして貴社が「本臨時株主総会までにこれ以上の回答を行わない」ことを正当化する理由になるのか、到底理解することができません。

貴社経営陣におかれでは、当社の質問から逃げることなく、真摯かつ誠実に、真正面からご回答いただくよう何卒よろしくお願ひいたします。

以上のとおり、「当社からの質問に対して正面から回答せず、極めて抽象的な回答に留まるものや、合理的な理由もなく回答を拒絶するものが多數含まれていたほか、当社に対して逆に質問を行うことで自らの回答を回避しようとする」行為に及んでいるのは、ほかならぬ貴社経営陣の側であることは、誰の目から見ても明らかであります。

2 本件リリース①の貴社経営陣の弁解に対する反論

(1) 当社における回答拒否との記載の点(項目①)

上記1のとおり、明らかに回答の拒否又は質問を黙殺しているのは貴社経営陣であって、決して当社の側ではありません。また、仮に貴社において、当社の質問に「合理的な理由」がないから回答を拒否ないし黙殺されたと弁解されるというのなら、なにゆえ、貴社経営陣が当社に対して行ったのと同一の質問を当社が貴社経営陣に対して行ったにもかかわらず、回答を拒否ないし質問を黙殺されたのでしょうか。この貴社経営陣の態度は、これまでの貴社経営陣の数々の質問に「合理的な理由」がなかったことを貴社経営陣自ら

雄弁に物語っているものといえるでしょう。

以上、「合理的な理由もなく回答を拒絶」したとの貴社の説明は事実無根であり、虚偽の記載であるというほかありませんので、直ちに訂正を求めます。

(2) 「本臨時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について」の記載の点（項目②）

貴社経営陣は、警告対象の主語が特定されていないなどと詭弁を弄しておられますが、ここまで貴社経営陣と当社との二当事者間の対立が鮮明になっている状況下において、かかる警告がもっぱら当社に向けられたものであることは明らかです。むしろ、貴社経営陣は、敢えて「提案株主に限られません」と記載することで、かような詭弁を展開することを当初から想定していたと考えざるを得ませんし、貴社のこのような手口は姑息であり、非紳士的でもあります。

したがって、この点に関する招集通知の記載は、当社が約束違反を犯すに違いないという悪印象を一般株主に与えるための印象操作に過ぎませんので、即刻、削除・訂正してください。

そもそも、本件総会の招集手続に先立つ、株主名簿閲覧贋写請求に係る仮処分申立事件では、貴社経営陣の主張が裁判所に容れられなかつたため、当社の申立を認める旨の仮処分決定が下されました。しかし、その後も貴社経営陣は抵抗の姿勢を一切崩さなかつたことから、当社において QUO カードその他の経済的利益の供与を本件総会においては行わないことを条件に、株主名簿の開示を受けつつ本件総会を貴社において開催するに至ったのですから、貴社経営陣におかれでは、上記仮処分事件の結論及びそれに続く当社との協議の内容に十分配意した上で、これ以上の非紳士的な行動に及ばぬよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(3) 長沢取締役の解任理由に関する記載の点（項目③）

貴社経営陣は、当社の 2022 年 11 月 21 日付「臨時株主総会招集請求書」に基づいた迄である、などと詭弁を弄しておられますが、繰り返し述べるとおり、これは当社による長沢取締役に関する言及部分をあえて注意書きに落とすことで、一般株主においてあたかも当社が長沢取締役の解任理由を一切示していないかのような誤解を与えうるものとなっており、不当な印象操作です。そして、当社は、臨時株主総会招集許可申立事件の主張書面（4）において、

「長沢氏については、本件一連の申立人（＝当社）と利害関係参加人（＝ナガホリ）とのやり取りが開始された後に開催された 2022 年 6 月開催の定時株主総会において選任された取締役であるが（なお、選任決議に対する賛成割合も 64.7% と決して高いといえない）、現経営陣の支持を受けて候補者となり就任するに至っていることに加え、就任以前から、長沢氏が代表社員を務める長沢伸也合同会社と利害関係参加人との間で「ブランドアドバイザリー契約」が締結されており、利害関係参加人の取引関係にあったことを踏まえれ

ば、長沢氏が現経営陣の経営方針ないし責任不要論に与しやすい人物であることは明白であり、申立人が希望する利害関係参加人グループ全体に対する他の不祥事事案の有無及び内部統制の有効性の確認のための調査手続等に対して消極的な態度を示す可能性が高く、社外取締役としての独立性にも疑義があると言わざるを得ない」

と言及しております、提案理由を明確に示しております。

さらに、当然ながら貴社経営陣及び貴職らにおかれても、既に、当社の委任状勧誘書類入手し、じっくりと目を通されているものと拝察しますが、その【Q & A①】の7頁から11頁にかけての部分において、長沢氏を含む貴社経営陣の解任理由について詳細に説明しているところです。

貴社経営陣は、そのことを十分に認識した上で、敢えて当該事項を捨象してあたかも当社が長沢氏の解任理由を一切示していないかのような印象を与えるべく、上記招集通知の記載に及んだ行為は、虚偽記載と同視し得るものであって、到底許されるものではありません。したがいまして、当該記載についても直ちに訂正ないし加筆するよう求めます。

(4) 貴社中期経営計画に関する記載の点（項目④）

貴社経営陣は、上記（3）と同様に、この点についても詭弁を弄しておられます、前回の抗議書でもご説明したとおり、当社は、2022年11月21日付「臨時株主総会招集請求書」に、わざわざ「2022年3月期以前から中期経営計画が既に存在していたと強弁しつつも、未だに株主に向けて当該策定済みの中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており、もはや真実、その当時から中期経営計画が存在していたのかどうか、それすら疑わしいと言わざるを得ません。」と記載していること、何より、当社は、2022年10月26日付「回答書兼質問状兼要望書」の11頁以下において、貴社が当社による指摘以前から存在すると強弁されている中期経営計画を「旧中期経営計画」と、また、2022年9月29日に公表された中期経営計画を「新中期経営計画」と表現し、それぞれの計画を明確に区別した上で、徹頭徹尾、前者についての開示を求めております。

そして、貴社経営陣及び貴職らが直接これらのやり取りを当社と行っていたわけですから、当社が新中期経営計画の方ではなく、旧中期経営計画の方の開示を求めていたことは知悉していました。それにもかかわらず、貴社経営陣及び貴職らは、招集通知において、「少なくとも本請求書面における上記記載は、提案株主の明らかな事実誤認であり、ひいては、提案株主が当社の企業価値の向上に何らの興味も関心もないのではないかと疑わざるを得ません。」と記載し、また、補足資料7頁においても、「本総会の請求書面において『中期経営計画の公表を頑なに拒み続けており』と明らかな事実誤認を記載」と記載し、事実誤認であるとの虚偽の記載を躊躇なく行いました。

ましてや、貴社による事実誤認に基づいて、当社が貴社の「企業価値の向上に何らの興味も関心もないかつ具体的な経営方針を持ち合わせていない」（補足資料7頁）などと言われる筋合いも、また、当社が「本件中期経営計画（＝新中期経営計画）を確認すらしていない（又は失念していた）ことは明白である」（株主総会招集許可申立事件に係る貴社

意見書（2）37頁）などといわれる筋合いも微塵もありません。

この点で、招集通知及び補足資料の各記載は端的に誤っているだけでなく、一般株主に当社が事実を誤認している、或いは、貴社の経営に関心がないとの悪い印象を与えるものですから、直ちにその訂正ないし削除を行うよう求めます。

（5）推測に基づく記載の点（項目⑤）

貴社経営陣は、上記（3）及び（4）と同様に、この点についても詭弁を弄しておられます。招集通知及び補足資料における当社提案の取締役候補者に関する記載、具体的に、当社代表尾端に対する「長年に亘ってマルチビジネスに関与」（補足資料9頁）との記載や、ARKの特別顧問及び顧問税理士であったに留まる菅原氏及び吉澤氏に対する「マルチビジネスに関与」といった記載は、もっぱら憶測に基づくもの、そして、攻撃的非難を目的としたものであることは明白であります。

これらの記載は、あたかも同人らが違法なマルチビジネスの業務に直接関与していたとの誤認・混同を狙ったと考えざるを得ません。さらに、このような記載を躊躇なく展開する一方で、仲庭時計店で起こった数々の不祥事に関しては、長堀慶太氏及び吾郷雅文氏が自ら同社の役員を務めていたにもかかわらず、その一切の責任を不問とされている貴社経営陣の態度は背理というほかありません。

このような虚偽記載を、公正な議決権行使が求められる株主総会の招集通知や補足資料において行なうことは、決して許されるものではありませんので、直ちに、削除・修正することを求めます。

さらに、貴社経営陣は、当社に対し、2023年2月28日付で「臨時株主総会に関する追加質問状（2）」を送付しつつ、「リ・ジェネレーション株式会社に対する『臨時株主総会に関する追加質問状（2）』の送付に関するお知らせ」を開示し、当社に対する誹謗中傷にも値する攻撃的非難を続けています。

すなわち、当該質問状に対する当社作成の回答書（2023年3月6日付「臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書（2）」の17・18頁）で回答したとおり、貴社が上記質問状に記載したいずれの法人及び個人とも、当社及び当社代表尾端との間において、資本関係・取引関係等の事実は存在せず、貴社及び貴社株主に対して報告すべき関係性など一切ありません。そして、そのように当社が回答したにもかかわらず、貴社経営陣は、従前からの質問に対する回答（※なお、当社としては回答すべき質問には、すべて真摯かつ誠実に回答しているものと認識しております。）と一括りにして、「当社からの質問に対しては実質的には何ら追加の回答をしていない又は依然として極めて抽象的な回答に留めるものであって、且つ、それ以上の回答を行う意思がないことを明らかにするものがありました。」などと断じております。報告すべき関係性が無いのですから、「無い」旨を回答する以上に、一体何をどう説明したらよろしいのでしょうか。貴社経営陣による上記記載は、あたかも当社がそれらの法人及び個人と関係性を有しているのに、その事実を隠しているとの悪い印象操作を企図したものであることは明らかです。

無論、貴社株式の取得について、当社が、それらの法人及び人物と当社が協調しているなどという事実は存在しませんし、当社としても、今回の貴社経営陣からの指摘及び貴社から開示を受けた株主名簿を確認して初めてその事実を把握したものです。

以上のとおりですから、貴社におかれでは、前回の定時株主総会の時のような憶測に基づいた印象操作を企てるることは、絶対におやめいただくよう重ねて申し上げます。

(6) 補足資料の配色について（項目⑥）

要するに、貴社経営陣は補足資料（3頁、5頁及び7頁）において、当社主張に係る配色を灰色にしたことは偶然であって他意はなかった旨述べられておられるようですが、そもそも配色に強い拘りを見せていたのは貴社経営陣の側であって、貴社経営陣の主張には貴社コーポレートカラーを配色する一方、当社の主張部分には、数ある色の中から敢えて灰色を選択して配色したことは、一般株主に当社の主張が劣ることを企図したとしか考えられません。

そのため、上記補足資料の配色は不当な印象操作との誹りは免れませんので、直ちに変更してください。

(7) 貴社との面談についての記載について（項目⑦）

2023年3月3日付「抗議書」でも述べさせていただきましたが、貴社と当社との協議・面談の件について、事実を矮小化して印象操作することは直ちにお止めください。

貴社が、当社からの面談申入れを（重要提案行為等の内容を事前に教えなければ応じられないなどと難癖をつけて）頑なに拒否し続けていたこと、そして、貴社において、当社代表尾端と貴社代表長堀慶太氏との面談を拒否されたことは紛れもない事実です。

したがって、この点に関する貴社の本件総会に係る招集通知及び補足資料の記載もまた、虚偽記載でありますので、直ちに削除してください。

3 本件リリース②における貴社弁解に対する反論

(0) はじめに（貴社経営陣による当社質問への回答を回避する手口について）

上記1でも述べたとおり、貴社経営陣は、当社が貴社経営陣に送付した2023年3月6日付「臨時株主総会に関する回答書 兼 反論書(2)」において、当社が貴社経営陣に対して行った各質問事項について、極めて抽象的かつ不合理な要約(①～⑤)を行いつつ、これに対する回答も抽象的な内容で済ませることで、自分たちに不利な質問を意図的に伏せて真正面から回答することを回避するという卑劣な手口に及んでおります。

その点、当社の質問項目は、貴社経営陣の質問とは異なり、極一部の洲桃氏に関する質問を除き、すべて貴社に直接関係する事実についての質問です。それがどうして、当社が「回答をすることを回避することを目的としているに過ぎないもの」なのか、また、どうして貴社が「本臨時株主総会までにこれ以上の回答を行わない」ことを正当化する理由に

なるのか、到底理解することできません。

以下、項目ごとに、貴社経営陣が、当社からの質問に対し、実質的に何らの回答を行っていないことを述べさせていただきますので、貴社経営陣におかれでは、当社の質問から逃げることなく、真摯かつ誠実にご回答いただくよう何卒よろしくお願ひいたします。

(1) 仲庭時計店の不正事案に関する点（項目①）

貴社経営陣は、この点について、既に過去の書面にて回答済みであること、そして、招集通知の別紙にて各不正事案の概要及び弁護士の評価を掲載しているのでこれ以上の回答は不要である旨述べられております。

しかしながら、上記1でも述べたとおり、招集通知の別紙も含め貴社が開示している情報は、依然として、単に未回収となった貸倒引当金計上額（のみ）を示すに留まり、各具体的な不祥事に係る損害額には一切触れないという、極めて不自然、不合理かつ不十分なものであります。そもそも正確な損害額（当然、弁護士費用等の解決に要した一切の費用を含みます。また、不祥事発覚からかなりの時間が経過していたにもかかわらず、この期に及んで、もっぱら貴社経営陣に責任がなかったとの説明に利用するために弁護士に依頼した調査報告書（＝2022年12月14日付「株式会社仲庭時計店の不正事案について」）の取得費用も含みます。）が分からなければ、株主において、貴社経営陣の責任の有無及び貴社取締役としての適格性などの点について、判断のしようもありません。

一体全体、仲庭時計店における個々の不祥事に関する損害額を開示しない（できない）理由は何なのでしょうか。これほどまでに頑なに貴社経営陣が開示を拒まれてしまっては、その開示を行うことが貴社経営陣にとって不都合となり、株主に知られたくない事情があるのでないかとの疑惑を大いに深めるものといわざるを得ません。

この点については、本件総会における貴社経営陣の解任議案における判断材料に資するものであることは異論の余地がありませんし、また、開示することによって何らかの支障が生じる懼れも皆無ですので、早急に（どんなに遅くとも本総会日の開催日の3日前（3月13日）までには）、仲庭時計店における不祥事の具体的な損害額についてご開示いただくよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(2) 長沢取締役選任理由に関する点（項目②）

貴社経営陣は、この点について、前回の定時株主総会招集通知の30頁に記載したほか、貴社経営陣作成の2023年2月27日付「臨時株主総会に関する当社宛て質問に対する回答書」（以下、単に「回答書」といいます。）の3～4頁でも詳細を説明済みである旨述べられております。

しかしながら、当社がお尋ねしている以下の各質問に対する回答は未だなされておりませんので、早急にご回答いただくよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

「2022年1月において、わざわざ「ブランドアドバイザリー契約」を締結された理由も含め当該契約を締結するに至った理由・経緯、契約内容・契約条件の詳細についてご教示

ください（①）。

「当社が長沢氏の選任理由に関してお尋ねしていた「業務執行における適切な監督」とは、当然ながら、コンプライアンス（法令遵守）の観点からの「監督」という意味でお尋ねしていました。その点、貴社経営陣の回答内容を拝見しますと、同氏に対するラグジュアリープランド研究の第一人者という評価から、プランディング戦略、経営戦略等について適切な「監督」を行うことが期待できるとご説明されておりますが、ここでの貴社経営陣による「監督」の使用方法は極めて不自然であり、違和感を持たざるを得ません。

その点を措くとしても、当社の質問の趣旨は上記のとおりであり、また何より、貴社経営陣自らスキルマトリックス（招集通知 8 頁）の中で、貴社取締役らに「特に期待する分野・スキル」として、「経営」、「営業」、「商品開発・製造」、「ブランドマーケティング」などの項目とは区別して、「コンプライアンス」の項目を設けつつ、長沢氏に対しても「〇」を付されておりますので、改めて、当該「コンプライアンス」の観点から、長沢氏に期待される具体的な役割及びそれが期待できるとされる合理的な根拠をご説明いただきますよう、よろしくお願ひいたします（②）。

（3） 貴社提案に係る取締役候補者洲桃氏に関する点（項目③）

貴社経営陣は、この点について、「招集通知 6～7 頁及び回答書の 4～6 頁で詳細を説明しております」と述べられております。

しかしながら、上記 1 でも述べたとおり、貴社経営陣が当社に対して行った「取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」との質問と全く同じ質問を、貴社提案に係る取締役候補者である洲桃麻由子氏について行ったにもかかわらず、「当社の有する様々なネットワークを通じて適切な女性役員候補を探索して参りましたが、複数の候補者の中から、複数回の面談等を経て、最終的に、洲桃氏を社外取締役候補者にとする旨決定いたしました。」と、極めて抽象的・曖昧的な説明を並べ立て、（当社においては可能な限り真正面から当該質問に答えているにもかかわらず、）貴社経営陣は、事実上、回答を拒否しました。

さらに、当社は、これまでの貴社経営陣における当社の質問に対する数々の不誠実な態度に鑑み、上記の尋ね方では貴社経営陣が絶対に真正面から質問に回答せず、具体性を欠いた曖昧な説明に終始し、回答をはぐらかすであろうことは火を見るよりも明らかであったため、わざわざ上記質問に注意的に加える形で、「とりわけ洲桃氏は、貴職らが所属する西村あさひ法律事務所の出身者であるところ、上記②の質問に関連し、貴職らの推薦ないし紹介の有無の点については詳細かつ明瞭にご回答ください。さらに、当然のことですが、貴職ら所属事務所出身の弁護士ということになれば、貴職らの意見ないし立場に、与しやすい、或いは、付度する可能性が大いに疑われる立場にある者、つまり、同氏の独立性について大きな疑念が生じることは火を見るよりも明らかであるにもかかわらず、敢えて他の弁護士ではなく、同氏をご推薦されるに至ったのかとの点につき、詳細なご回答を

よろしくお願ひいたします。」として、質問内容を詳細化しつつ、回答の必要性についてもあらかじめお示しして注意を促していました。それにもかかわらず、貴社経営陣は、またしても当社の質問を黙殺しました。

このことは、洲桃氏が、貴社経営陣から依頼を受け貴社経営陣のために奔走する貴職らを通じて取締役候補者として貴社経営陣に紹介された人物であるという懸念を大いに深めるものと言わざるを得ません。

いずれにせよ、当社がお尋ねしている以下の質問に対する回答は未だ貴社経営陣からなされておりませんし、本件総会における洲桃氏の取締役選任議案を判断するに当たり、極めて重要な判断材料となることは明白ですから、早急にご回答いただくよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

「貴職らの推薦ないし紹介の有無の点」も含め、洲桃氏が「貴社の取締役候補者に指名され、候補となることを応諾した経緯に関して、①いつ、②誰から指名・依頼があり、③なぜ指名・依頼を受諾したものであるのか」それぞれ具体的にご教示ください。(①)。

さらに、今回の貴社経営陣の回答により、洲桃氏は8年以上も前に貴職ら所属事務所を退所しているにもかかわらず、依然として、「家族法関係を中心に年に1~2件程度」の「案件等の紹介」を受けているという関係性が継続していることが明らかとなりました。そこで、洲桃氏が貴職ら所属事務所を退所して以降、貴職ら所属事務所より紹介を受けた「案件等」の内容についてご教示ください(②)。

当社としては、貴社経営陣が「家族法関係を中心に」とか、「1~2件程度」とか、「案件等」などと敢えて抽象化した表現を採用しているあたり、実は、貴職ら所属事務所の顧問先等、一定の関係を有する会社の役員や顧問先の紹介など継続的な関係性を構築するものも含まれているのではないかと危惧しているところであり、さらに、上記説明の仕方が、仲庭時計店の業績悪化理由の回答（大口取引先の営業方針の大幅な転換「等」の「複数の突発的な要因」に伴い業績が低下）で用いられた誤魔化しの手法と似た印象を強く抱いており、再び騙されるのではないかと疑心暗鬼にならざるを得ません。したがいまして、この点について、貴社経営陣におかれましては、真摯かつ誠実にご回答いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

加えて、洲桃氏の選任理由が貴社コンプライアンスの強化にある点は理解できましたが、何故このタイミングでわざわざ洲桃氏を採用するに至ったのでしょうか。というのも、貴社経営陣の説明によれば、仲庭時計店における不祥事については、全て適時適切に解決を図ってきており、現状、他には何ら不祥事は生じていないと強弁されているのですから、このタイミングでコンプライアンス強化を目的として取締役を追加的に採用することは解せません。仮に、仲庭時計店における不祥事発生に起因しているのだとすれば、それこそ不祥事発覚直後のタイミングで速やかに外部専門家の厳しい視点での評価・監督を期待して選任すべきであったはずです。以上、どうして仲庭時計店における不祥事発覚直後のタイミングでなく、今回の定時株主総会のタイミングで洲桃氏を敢えて選任す

るに至ったのか、その理由をご説明ください（③）。

さらに、招集通知（8頁）記載のスキルマトリックスによれば、洲桃氏に「特に期待する分野・スキル」として、「コンプライアンス」と「M&A」の他に、「財務会計」の項目にも「○」を付されておりますが、同氏の略歴や貴社経営陣による推薦理由を拝見する限り、どうしてなのか不明でありますので、その点についてのご説明もお願いいたします（④）。」

（4）アドバイザリー費用に関する点（項目④）

貴社経営陣は、この点について、「回答書の6～7頁で詳細をご説明しております」と述べられておりますが、金額の内訳すら明かされていないにもかかわらず、「詳細をご説明」したとの記載は、端的に虚偽であると言わざるを得ません。

繰り返しになりますが、貴社の2023年3月期第3四半期決算においては、当該第3四半期だけでもアドバイザリー費用（特別損失）が追加的に77,648千円生じていることが認められ、期首からの累計で259,031千円もの巨額なものとなっており、専らこれが原因で貴社最終損益が赤字となっております。その点、当該科目は、現時点において、貴社の経営成績において最もインパクトのある事象であることは疑いようもなく、株主としてはその詳細を知る必要がございますので、各アドバイザーとの契約内容と共に、アドバイザリー費用の内訳を早急にご回答いただくよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

（5）株式取扱規程の非開示の点（項目⑤）

貴社経営陣は、この点について、「回答書の7～8頁で詳細をご説明しております」と述べられておりますが、当社がお尋ねしている以下の質問に対する回答は貴社経営陣より未だなされておりませんので、早急にご回答いただくよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

「株式取扱規程について、株主からの閲覧等の請求を拒否できる法令の根拠、又は、株主が閲覧等の請求を求める際に、会社に対しその目的や必要性を明らかにしなければならない法令の根拠をお示しください。」

（6）スキルマトリックス（招集通知8頁）の点について

貴社経営陣は、この点について、質問を黙殺し、初めから質問自体がなかったかのような体を装っておられます。

については、改めて以下に質問事項を再掲させていただきますので、早急にご回答をお願い致します。

「当該スキルマトリックスによると、仲庭時計店における複数の不祥事を防ぐことができず、また、その内部統制の不備を放置し、被害拡大に寄与した長堀慶太氏及び吾郷雅文氏に対し、「特に期待できる分野・スキル」として「コンプライアンス」の項目に「○」が付されているなど、当該資料における判断基準が不明確であるというのを通り越し、もは

や、お手盛りによる不當に歪められた評価がなされていると言わざるを得ません。

そもそも、貴社経営陣は当社提案の取締役候補者の選任理由に対し、具体性を欠くなど
と言いがかりをつけては事細かに無数の質問を投げかけておられますが、貴社経営陣の
側こそ、何の説明も付さずに、自分たちを不當に甘く評価したスキルマトリックスを提示
し、一般の株主の皆様を欺こうとされていらっしゃるというのは、一体どういう了見をさ
れているのでしょうか。

いずれにしても、本総会当日までに時間もありませんので、少なくとも、上記長堀慶太
氏及び吾郷雅文氏に対し、「特に期待できる分野・スキル」として「コンプライアンス」
の項目に「○」が付されている点について、株主の皆様が納得できる合理的なご説明をお
願いいたします（①）。なお、当たり前のことですが、この点は仲庭時計店の不祥事に責
任がなかったという話ではなく、あくまで「特に期待できる分野・スキル」として、その
分野についての知見があり、スキルとして優れているという評価についての根拠といふ
ことになりますので、その評価が妥当であると貴社経営陣において判断された合理的な
根拠に加え、そうであったにもかかわらず、どうして複数の不祥事が既に発覚していたの
にもかかわらず、①棚卸頻度が少なかったこと、②商品管理体制の不備、③商品移動のル
ールが未徹底という内部統制上の不備が放置されてしまっていたのかについても、その
評価を踏まえて納得のいくご説明をお願いいたします。」

「さらに、洲桃氏については、「財務会計」・「コンプライアンス」・「M&A」のみに「○」
が付されておりますが、それを踏まえて、貴社におかれでは、事業の本質的要素ともい
べき、「経営」・「営業」・「商品開発・製造」・「ブランドマーケティング」の各施策や戦略
面においては、依然として、女性の視点を取り入れようというお考えはないという認識で
よろしいでしょうか（②）。以上、ご回答ください。」

4 結 語

以上のとおり、貴社経営陣の近時の開示ないし言明は、極めて消極的かつ不誠実極まりないものである一方、かような自身の態度を棚に上げ、貴社の貴重な資金と時間を浪費して、提案株主である当社及びその取締役候補者らに対し、一方的な攻撃的非難を繰り返して印象操作を図ることに終始しております。その姿は従前と何ら変わらないどころか、むしろ本件総会を前にしてその姿勢に拍車がかかり、より一層、悪質性も増しております。

そのため、当社いたしましては、引き続き、公正な臨時株主総会を実現させるべく、貴社の上記対応に対して強く抗議の意思を示すとともに、貴社に対しては、紳士的な対応に改めていただきますよう、心よりお願ひ申し上げます。

また、配布済みの補足資料については、上記削除ないし訂正のほか、各株主からの回収もしていただきますよう、重ねて強く要請いたします。

以 上